

# 足尾銅山掛水地区の足尾鉱業所跡に関する研究 -文献調査と発掘調査から-

宮本 史夫<sup>1</sup>, 青木 達也<sup>2</sup>, 片根 義幸<sup>3</sup>, 鈴木 泰浩<sup>4</sup>

<sup>1</sup>非会員 日光市教育委員会事務局文化財課 (〒321-1292 栃木県日光市今市304-1)  
fumio-m@city.nikko.lg.jp

<sup>2</sup>正会員 宇都宮大学技術専門職員 地域デザイン科学部 (〒321-8585 栃木県宇都宮市陽東7-1-2)  
t-aoki@cc.utsunomiya-u.ac.jp

<sup>3</sup>非会員 日光市教育委員会事務局文化財課 (〒321-1292 栃木県日光市今市304-1)  
yoshiyuki-kn@city.nikko.lg.jp

<sup>4</sup>非会員 日光市教育委員会事務局文化財課 (〒321-1292 栃木県日光市今市304-1)  
yasuhiro-sz@city.nikko.lg.jp

本研究は足尾銅山の掛水地区にあった足尾鉱業所について、文献調査と発掘調査をもとにその歴史的背景と遺構の所在を明らかにしたものである。これまでこの建造物に関しては関連資料が少なく、二次史料や往時の写真から得られた知見をもとに往時の建造物の価値が議論されるにとどまっておき、遺構の確認も手付かずの状態であった。しかし、本研究の文献調査によって、鉱業所というものが明治政府の鉱山開発方針に影響を受けつつも近代足尾銅山の経営を取り巻く事情の中で建造されたことが判明し、さらには、史料に基づく発掘調査によって遺構（基礎の部分）の姿も発見された。これにより、二次史料上の一記録の中に埋もれていた足尾鉱業所の跡地は近代および足尾銅山の歴史を示す遺産の一つとして生まれ変わる。

**Key Words :** Ashio Copper Mine, Mining office, Industrial Heritage, Historical Site

## 1. はじめに

かつて鉱山町として栄えた足尾町は1973（昭和48）年に足尾銅山が閉山して以降、企業誘致や観光開発によるまちづくりを進めてきた。1991（平成3）年には、廃棄物処分場の誘致により雇用を促進し経済を立て直そうという計画案が大手ゼネコンらにより提案されるなどしたものの、足尾町はこれを跳ね除け、「足尾銅山の歴史と自然を活かしたまちづくり」によって町の立て直しを進めることとした<sup>1)</sup>。こうして「エコミュージアム構想」が掲げられ、町内に残存する産銅関連施設の歴史的価値や環境学習の重要性に目を向けた調査研究が進められてきた。近年ではこれらの遺構が土木遺産や近代化遺産などへ登録されるとともに文化財の指定を受けるまでになり、観光により町を活性化するための素地が作られようとしている。今後とも調査研究が進められ、より多くの「遺構」がまちづくりに活かせる「遺産」へと生まれ変わることが期待されている。

## 2. 研究の対象と目的

### (1) 研究の対象

本研究の対象は足尾銅山の掛水地区に建造された「足尾鉱業所跡」とその史料である。足尾銅山は1887（明治10）年から古河市兵衛によって経営が行われ、それに伴って足尾町が栄えてきた。図-1に示すように町内には坑



図-1 足尾銅山と掛水地区の位置図<sup>2)</sup>

写真-1 足尾鉱業所跡の発掘現場<sup>5)</sup>

口とその周辺の産銅施設（製錬所や選鉱所など）を有し主要拠点として機能した本山，小滝，通洞といった地区があるが，これらの地区以外にも銅山経営上必要とされた施設があり，それらを有した地区が点在している。

「掛水」とはその中の一つで，大正期における経営の中心となった地区である。そして，「足尾鉱業所」はこの地区にあったとされる事務所で，そのルーツをたどれば，江戸時代から受け継いだ本山地区にあった「会所」という施設がその前身であったと言われてきた。

## (2) 研究の目的

本研究の目的は，文献調査と発掘調査をもとに，掛水地区にある「足尾鉱業所」の歴史的背景と遺構の所在を明らかにすることである。この遺構に関してはこれまで関連資料が少なく，郷土史家や二次史料から得られた知見をもとにその遺産的価値が議論されるにとどまっていた<sup>3)</sup>。本研究では古河機械金属が所蔵する一次史料と<sup>4)</sup>の調査によって得られた知見と二次史料から得られた知見を合わせてその歴史を考証する。なお，一次史料の調査によってこのたび新たに「足尾鉱業所」の図面が発見されたため，既にそれをもとに写真-1に示すように発掘調査が進展しており，本研究ではその結果も付加し遺構の姿を明らかにする。

## 3. 遺構が有する歴史的背景

### (1) 西洋における近代化の始まりと鉱業の開放

西洋においては18世紀後半から近代化が進み，各種産業が個人の利益にとどまらず国の発展に寄与することが求められることとなった。なかでも鉱業においては，鉱山開発の権利を特定の為政者（君主，領主など）や土地所有者が独占していることは鉱業の発達を阻害し国家の

経済発展にも不利であるとの見方がされるようになった。特にフランスやドイツにおいては逸早くこの議論が発展し，鉱業の法に反映されることとなった<sup>6)</sup>。こうして鉱山を開発する権利は，特定の為政者や土地所有者だけではなくそれ以外の国民にも開放され，鉱業の発展は国家によるコントロールのもと，国民によって担われる体制が築かれ始めたのである。日本に先んずること約半世紀ほどのことであった。

### (2) 江戸時代における日本の鉱山経営と会所

日本における鉱山の所有について見れば，江戸時代の頃は，鉱山は全て幕府のものであり，鉱石が出れば幕府に報告され，幕府がそれを営むといえ幕府の直轄の鉱山となり，幕府が各藩に委ねるといえば各藩がその鉱山を直轄で営むか，庶民に下げて開発を委ねるかというやり方が行われていた<sup>7)</sup>。なお，幕府や藩が鉱山の開発資本を出して営む鉱山は直山と呼ばれ，庶民に下げられ商人や山師<sup>8)</sup>が鉱山の開発資本を出して営む鉱山は請山と呼ばれていた<sup>9)</sup>。そして，産出された鉱物（金，銀，銅）は「会所」と呼ばれる施設においてその集荷配給や管理，請渡や廻送，出納などの事務的な手続きを経て売買が行われていた<sup>10)</sup>。その有名なものに長崎，大阪，浅草などの「会所」がある。なお，足尾銅山にも明治時代の初め頃まで「会所」と呼ばれる施設があり，1877

（明治10）年に古河市兵衛の経営に移る際には，本山の出沢と箕子橋（これらの位置については図-1の銅山全区を参照）にあった「会所」が引き継がれている<sup>11)</sup>。

### (3) 日本の鉱業政策と鉱山経営の近代化

その後，明治時代に入ると，近代化を進めようとする明治政府は，資源開発と工業化に着手し，鉱業については政府による監督管理と西洋技術を導入して大規模開発を進めることができる民間（国内資本家）の参入を奨励し，1872（明治5）年には「鉱山心得」を，さらに1873（明治6）年には「日本坑法」を發布していった<sup>12)</sup>。こうして法律により統制を図ることで，江戸時代に行われていた山師（下稼人）らによる場当たりの小資本での開発から脱し，鉱山開発を全山的に担えるほどの資本を有した者の手により，西洋の技術や器械を用いて計画的に経営がなされ始めることを期待したが，この目論見はそう簡単には実現には至らなかった。実際は，明治時代に入ってから江戸時代の頃からの慣習による山師らの既得権が現場を支配しており，法律上の鉱山経営者（鉱業人としての資本家，以降，鉱業人と記す）は現場の山師らに開発を委ねてその開発に見合う資金を提供する程度であった<sup>13)</sup>。現場に大規模な資本が投入され企業的な経営がなされなかった理由としては，日本坑法が政府の権利を誇示し民間資本と西洋技術が導入される経営方

針に転換を図る所に重きが置かれ、莫大な資本を投入することになるであろう鉱業人に対して長期的に鉱山を支配する権利を保障している制度ではなかったことが一因として挙げられる<sup>14)</sup>。このように法律による鉱山経営の近代化は明治時代になってすぐに行い得たものではなく、江戸時代からの慣習を引きずりながら、法律に改良が加えられつつ進められたのである。

#### (4) 鉱業に関する法令と鉱業事務所

こうして上述した部分の改良も含めて新たな法律である「鉱業條例」が1890(明治23)年に制定された。従前の日本坑法では鉱業人に法的な権利を与えつつ、一方では小規模開発にならぬよう、どの鉱山にも、面積、従事する人員、日数などに対して一律の制約を課していた。このような制約を課すことで、政府は全国すべての鉱山での投資の最低ラインが引き上げられ、大規模な開発が行われ始めるものと考えていたが、実情は、各鉱山とも埋蔵されているであろう鉱物資源の量は異なるわけであり、当然ながら、投資に対する利益も異なる。つまり、埋蔵量が少ないと思われる鉱山ほど投資に対する採算性が低くなる。このようなことから、日本坑法のもとでは、埋蔵量が少ないと思われる鉱山への投資がなされ辛くなっていた<sup>15)</sup>。「鉱業條例」ではこの点が改良され、鉱業を営む者が「鉱業施業案」を作成し政府に対して六カ月ごとに提出することが定められ、政府(農商務省鉱山局鉱山監督署)によってそれぞれの鉱山の規模に適した経営(施設の建設や日々の操業)がなされているかを監査することとなった。そしてこの鉱業施業案などの経営に必要な書類を「鉱業事務所」に置いて管理することが鉱業條例とその施行細則の中で定められた<sup>16)</sup>。こうして、後の鉱業所のルーツとなる「鉱業事務所」が法令の中で登場してくることになる。なお、この「鉱業施業案」はプロイセンの鉱山法を真似たもので、プロイセンにおいては鉱夫の安全確保や公共への被害を防ぐことを目的として作られた条文であった。日本の場合はこれに加えて、国家の経済上の観点から鉱業の開発をコントロールし、鉱業から国が得られる利益を高めようとする目的も付加されており、その雛形は開坑や採鉱に関する掘削長や人員や使用する器械類についての予定数を記載するようになっていた<sup>17)</sup>。

以上の経緯から、「鉱業事務所」は、江戸時代からの慣習や鉱山開発方法を引きずっていた時代において、それらの鉱山の開発方法を払拭し、明治政府のコントロールの下で民間資本をも活用した大規模開発が進められるよう、法律上に登場してきた施設でもあったことがわかる。

#### (5) 足尾銅山における会所の引継ぎと鉱業事務所

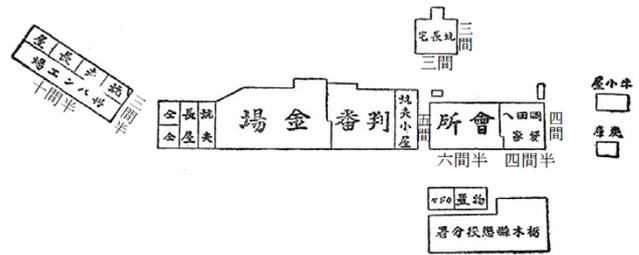


図-2 明治10年引継ぎ当時の会所と周辺施設

明治時代に入ると足尾銅山は明治政府の支配下に置かれ、日光県、続いて栃木県の管理下となった。そして1871(明治4)年からは民業が許可され、同年に大阪府平民の野田彦蔵が、続いて1873(明治6)年からは長崎士族の副田欣一が稼業した。しかし、副田欣一の経営は困難を極め産銅量も少なかったため手放すことになり、こうして1877(明治10)年に古河市兵衛らがその権利を買い取った<sup>18)</sup>。しかし、引継ぎの前に借区譲受の契約上の困難が生じていたため、古河による足尾銅山の経営着手が一時頓挫し、前経営者から譲り渡されるはずの施設が使えないため、古河は「足尾銅山会所」を宿(図-1の簗子橋の南にある江戸時代の頃に栄えた地区)の田中準吾の宅を借り受けてそこに開設した<sup>19)</sup>。そして同年の3月15日によく現場の引継ぎがなされ、明治政府からの借区部分の他に、その中の開発部分である舗(しき)、その舗で業を行う下稼人、さらに坑長住宅、判番、金場、丹礬製造所、炭小屋、牛小屋、熔銅所、鍛冶場、懲役縣出張所などのその当時の鉱業に必要な施設等と共に「会所」も古河市兵衛に引き渡された<sup>20)</sup>。なお、会所は簗子橋と本山にあり(簗子橋と本山の場所については前掲図-1参照のこと)、後に本山から富鉱脈が次々と発見され、本山の会所が足尾銅山の主たる会所として位置づいていくことになる。その引継ぎ時の本山の会所とその周辺の施設は図-2で示したとおりとなる。会所の建物の長さは10間より大きく奥行きは4間程度、その一部が岡田に貸出されており、6間半の場所が古河の現場経営者たちの執務室であったことがわかる<sup>21)</sup>。そしてこの会所を取り巻くように坑長宅や判番、金場、坑夫長屋、丹礬工場、カジヤ、物置、牛小屋、炭庫、さらには当時囚人を鉱山労働に従事させていたことを示す懲役関連施設などが確認できる。この他にも熔銅場などもあったことがわかっている<sup>22)</sup>。これらのことから足尾銅山における「会所」は主要坑口の付近に一纏まりで形成されていた鉱業施設群を取り仕切るための役割を担っていた施設であったといえる。

#### (6) 本山地区と足尾銅山会所の発展

足尾銅山を引継いだ古河らによる経営の課題は「下稼人」を自身ら(経営者)の下に置き採鉱と採銅の業をコ

ントロールすることであった。下稼人らに委ねておくという旧来からのやり方を払拭しつつ主従の関係を明確にし、鉱山経営を直轄の事業として成り立たせようとするものであった。そのため、引継ぎが終わるとすぐに「足尾銅山会所」の名で「足尾銅山假規則」が發布された<sup>23)</sup>。こうして「足尾銅山会所」は単なる事務作業の執務室だけではなく、経営の主体を象徴する組織として位置づけ始めたのである。なお、「足尾銅山会所」の組織は、引継ぎから1年以内に「宿」の田中宅から「本山」にある図-1の会所の施設に移っており、さらに新築のものに建て替えられた<sup>24)</sup>。

その後、古河は、下稼人に開発方針を委ねて自身がその費用を負担するやり方と、自らが開発方針を示して下稼人らに掘らせるやり方を併用して有望箇所（主に本山地区）での開発を進めた。このような経営が功を奏し、産銅量も増え始め、ついに1881（明治14）年に鷹の巣坑から神保ヒ直利を、さらに1883（明治16）年には本口坑から横間部大直利を掘り当てた（直利とは富鉱脈のことを指す）。こうして本山地区は盛況となった。図-3は出鉱量および選鉱量に対してその次の工程である製錬での処理が間に合わなくなり、松木川が出澤と合流するあたりの右岸側の地（向原と呼ばれる現在の製錬所跡が残る所）に移る<sup>25)</sup>直前の1884（明治17）年の本山地区の様子を示した図である。会所が出澤を挟んで銅山（鷹の巣坑や本口坑）に向かい合うように建っており、その間に図-2で示した種類の施設が拡張されていることが見てとれる。また、「医局」なども見られることから、本山地区



図-3 明治17年の製錬所移設前の本山の会所と周辺<sup>25)</sup>

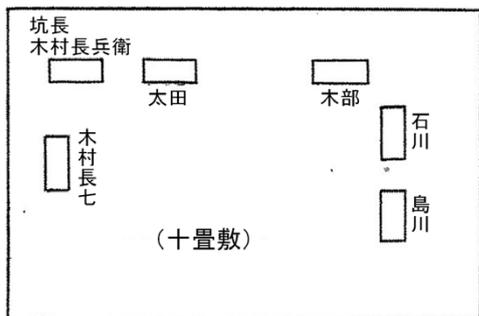


図-4 明治17年における会所内部の席の配置<sup>27)</sup>

の盛況に伴って、会所が経営組織として統括力を増し、その周辺には選鉱や製錬などを支える施設の他に燃料や開削に使用する火薬貯蔵施設、さらには労働者のための医療施設などもその経営下に置いていったことがわかる。なお、図-4は1884（明治17）年当時の会所内部の配置である。十畳敷の一部屋に坑長（後に鉱業所長となる立場）のほか数名が席を並べて事務を執る程度のものであることがわかる。10畳の間で夜になり執務も終わると寢室を兼ねた。この時代は事務所は未だ「会所」と呼ばれており、組織的には近代化の様相を見せつつも、施設的には会社の威厳を誇示するようなものではなかったことがわかる。

### (7) 足尾銅山会所から足尾銅山事務所へ

本山での鉱源開発が成功したことで、1883（明治16）年以降、坑外では選鉱施設と製錬施設、輸送施設と労働者のための居住および医療施設の拡張が急務となり、こうして1884（明治17）年には製錬施設が松木川右岸の向原の地に新たに集約され、選鉱施設は出澤周辺で拡張されていった。1886（明治19）年になると、家族持ちの従業員には役宅が与えられ、独身の労働者は会所に寄宿するようになった。このように設備を整える一方、規則を

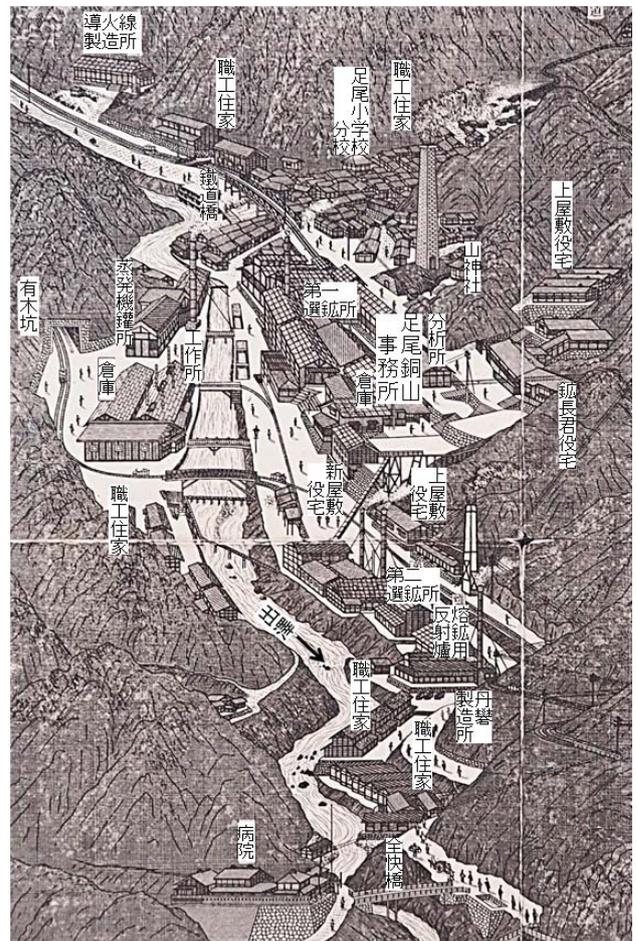


図-5 明治22年の本山の足尾銅山事務所と周辺<sup>29)</sup>

つくり銅山の統制を進めた。「戸籍取締規則」を發布して銅山内への出入りを厳しく管理し、また、「職工山内貸地規則」を定めて土地の貸与をコントロールした。さらには出入り商人の賄いを廃止し、職工および役員（後の社員）の生活物資を「倉庫」で賄った。このように古河は自身の組織下の役員や職工（従業員）らに対する福利厚生を充実させつつ組織外の者との区別を行った。この他にも、古河は「貯金規則」を設けて貯金を奨励したり、飯場の頭役を立てて従業員たちの秩序を定めたり、「坑内取締規則」を作り坑夫の操業手順などを定めたりした。こうして、江戸時代からの仕組みや決まりごとが改良され足尾銅山の経営方法が近代化していく一連の流れの中において「足尾銅山事務章程」という規則も作られ、「会所」はこの中の規定により「足尾銅山事務所」と改められた。そしてここを本部として他に「坑部」、「製鋳」、「熔鋳」、「会計」、「倉庫」、「薪炭」、「営繕」の各課が設けられた<sup>28)</sup>。図-5はその後の1889（明治22）年の本山の様子である。図-3と比べると製錬施設（銅吹場）が減り、選鋳施設として「第一選鋳所」と「第二選鋳所」が確認できる。また、「役宅」や「職工住家」、「病院」など従業員たちのための施設、「橋」や「軌道」なども拡張されていることがわかる。この時代は鉱源開発の成功を足掛かりに、江戸期の足尾銅山の経営方法を一気に払拭した時代であった。そのことが近代足尾銅山の規則や施設、さらには「足尾銅山事務所」への改称に見てとれる。

### (8) 足尾銅山事務所から古河足尾銅山事務所へ

上述したように1890（明治23）年になると「鋳業條例」が制定され、「鋳業事務所」というものが鋳山の管理上必要な施設として「鋳業施業案」とともに明文化されていく。この法律により、以降、国内の鋳山においては投資が進み、企業としての経営が加速していくことになる。足尾においては、発電所、索道、馬車鉄道といったインフラの拡張がなされ、経営組織に関わる規則にも改良がなされていくこととなる。古河は1890（明治23）年の11月に「古河家假家則」を發布し、下記に示すように名称の規定を設けた。

第六條 當家ノ事務全般を主宰スルトコロ  
ヲ元方ト云ヒ之ヲ取扱フトコロヲ本店ト稱  
ス

第七條 本店ヲ東京ニ置キ各地ニ鑛業事務所  
又ハ支店出張所ヲ置ク但シ鑛業事務所ハ其  
業程ニ随ヒ當家ノ名稱及ヒ地名ヲ冠シテ一  
體ノ稱トス

既に鋳山を複数経営していた古河は東京に本店を置き、現地の鋳山をその下に置き、一企業としての組織構成を明確に示すことになる条文である<sup>30)</sup>。これにより足尾

銅山の事務所は「古河」と「足尾」を冠して「古河足尾銅山事務所」と改称された。さらに続いて1891（明治24）年の1月には「古河足尾銅山事務所事務章程」を定め足尾銅山の経営に関する決まり事を示した。以下はその抜粋である。

第一條 所長ハ主人代理トシテ鑛業全躰ヲ總轄  
ス

第貳條 事務所ニ左ノ局課ヲ置ク  
本局 小瀧支局 坑部課 撰鑛課 製錬課  
土木課 機械課 倉庫課 遞林課

第三條 局課ニ左ノ職員ヲ置ク

支局長 各課長 本局科長 副長 係長 係員

第拾七條 本局

本局ニ庶務科設計科電気科分析係ヲ置キ左ノ事務ヲ掌ル

これらのことから、経営組織としての「古河足尾銅山事務所」が作られ、「本局」、「小瀧支局」、さらに「各課」と「本局」の下につく「各科」が作られ、それぞれに対する「役職」が定められたことがわかる<sup>31)</sup>。さらに図-6を見ると建物としては「事務所」を中心に「坑部課」、「撰鑛所」、「土木課」、「機械課」、「倉庫」などが「事務所」を中心に建てられており「本

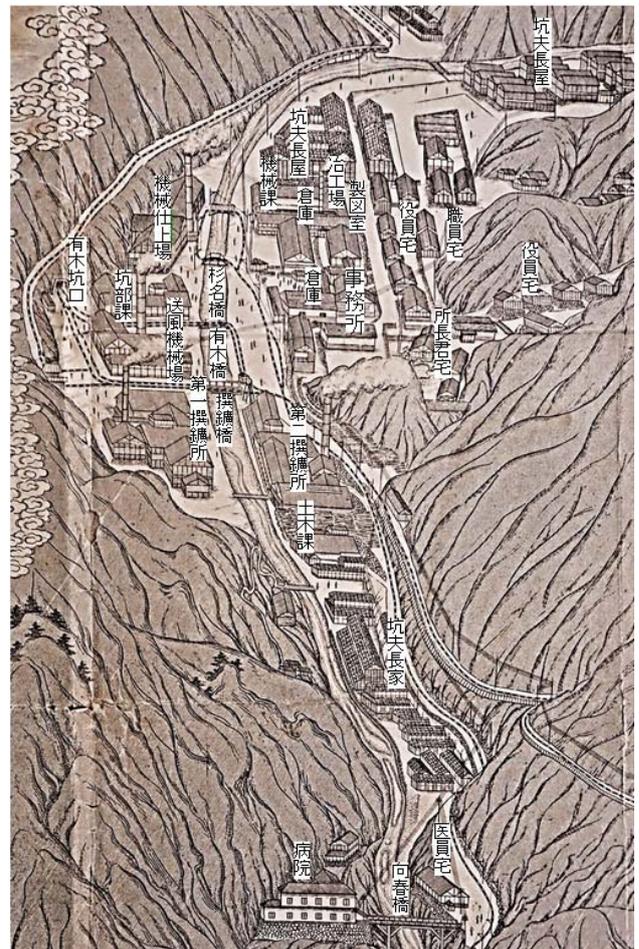


図-6 明治28年の本山の古河足尾銅山事務所と周辺<sup>32)</sup>

局」が入っていた建物が「事務所」と呼ばれる建物であったと考えられる。この時代は鉱業条例による国策の後押しを受けながら鉱山組織が一気に会社化していった時代であったといえる。

### (9) 鉱害問題の勃発と経営者の交代

足尾銅山は鉱源開発の成功と選鉱および製錬施設の拡張、新技術の導入、さらに、輸送やエネルギー施設の整備、売銅取引なども順調な結果を残し、足尾銅山は飛躍的な発展を遂げてきていた。しかし一方で、1896（明治29）年からは、1891（明治24）年に国会で田中正造によって問題提起された「鉱害問題」が再燃しており、明治政府により鉱害問題の責任は古河にあるものとして1897（明治30）年には三回目となる「予防命令」が出されることとなった。これにより古河市兵衛は短期間で命令された事項の工事を進めるとともにその資金調達もしなければならなくなった。古河市兵衛による経営方針は「資源のある限り、金融の及ぶ限り、財力を挙げて各山の開発に画す」であったため、これまで鉱山の開発につき込んでいた分、資金に余裕がなかったのである<sup>33)</sup>。最終的に、この工事の資金の調達にあたっては養子の古河潤吉が第一銀行の頭取である渋沢栄一を説得し援助を受けることができた。なお、これを機に古河市兵衛はこれまで自身の経営方針を反省し、その後継を引継ぐことになる古河潤吉によって経営の転換が図られることになる<sup>34)</sup>。こうして経営転換に伴う規則の改定があり、1897（明治30）年になると「足尾銅山古河事務所事務章程」が出され、事務所の名称と、本局と各課、および役職について以下のように変更がなされた。

第一條 當礦業所ノ事務ヲ取扱フ所ヲ足尾銅山古河事務所ト稱ス

第二條 事務所ニ左ノ局課ヲ置キ全山ノ事業ヲ統理スル所ヲ本局ト稱ス

小瀧支局 坑部課 撰礦課 製錬課

土木課 機械課 電気課 倉庫課

第三條 本局ニ左ノ課科ヲ置ク

庶務課 設計科 分析科

第四條 局課ニ左ノ職員ヲ置ク

支局長 課長 科長 掛長 出張所掛長 掛員

これにより、「古河足尾銅山事務所」は「足尾銅山古河事務所」と改称され、「本局」が「古河足尾銅山事務所」の中核として明確に位置づけられた<sup>35)</sup>。さらに1903（明治36）年に古河市兵衛の死去とともに経営陣が入れ替わり社長と副社長の座に古河潤吉と原敬が座ると組織の体質は会社としての様相を強く示すようになる。1905（明治38）年に古河潤吉は「營業制規」を通じて全社的に各制度（制規、内規、命令、諭達、達、その他諸規則）の変更を行い、これら全ての制度の中での「總

長」という記載を「社長」に、「當所」および「當家」を「當會社」と改めた。そして「古河礦業事務所」は「古河礦業會社本店」へと、さらに「足尾銅山古河礦業所」は「古河礦業會社足尾礦業所」へと改称する方針を示した<sup>36)</sup>。以上の様に、この時代は技術や設備についてはすでに近代化の様相を呈していたがそれに対して経営方針の近代化が遅れていた時代であった。古河市兵衛は江戸時代からの鉱山経営方法を払拭したが、企業が成長をしていく中で今度は自身の古い経営方針が払拭されることになった時代であった。

### (10) 労働争議と足尾鉱業所の焼失

1905（明治38）年の末になると古河潤吉の死去により古河市兵衛の実子であり潤吉の義弟であった古河虎之助が社長の座を引継ぎ翌年の1月には副社長の原敬が辞任した。またもや経営陣の刷新が行われたのである。そして足尾礦業所の所長には上述した1897（明治30）年の「予防命令」を出した東京鉱山監督署長の南挺三が就任しており<sup>37)</sup>、この頃の鉱業所の組織は、所長をトップとし、その下に「内局」、「坑部課」、「製錬課」、「工作課」、「調達課」があり、「内局」の下には「調査科」、「庶務掛」、「会計掛」、「分析掛」、「水烟掛」が、さらに「庶務掛」の下に「巡視」、「医局」、「学校」があり、上記の各課の下にもそれぞれ掛があるといった構成であった<sup>38)</sup>。一方、明治期の中ごろにもなると全国で資本家と労働者との対立が見られるようになっていた。いわゆる労働争議といわれるものであるが、足尾では1907（明治40）年に「暴動」が勃発することになる。1903（明治36）年には鉱山労働者の労働組合を組織しようとしてこの暴動に影響を及ぼすことになる永岡鶴蔵が入山し、さらに1906（明治39）年にはその同志である南助松が入山した。そして彼らは、足尾銅山における労働組合の必要性を訴え、経営陣が労働者を苦しめているとの旨の主張をし「本山」を含む主要地区で啓蒙活動を展開した。さらに「鉱業条例」および「鉱業警察規則」に記載されている「鉱夫の生命及衛生上の保護」を論拠として労働者の保護を足尾礦業所の所長である南挺三に要求した。なお、要求はこれだけに止まらず、賃上げや、役員には上質な米の購入は認められているが鉱夫には購入が認められていないといったような差別的な取り決めの撤廃も求められた。要するに労働対価、労働環境、生命、生活に関する待遇への不満の声が膨れ上がっていったのである。しかしそれへの対応は鉱夫らの不満を抑えるどころか会社への不信を抱かせる結果となった<sup>39)</sup>。こうして1907（明治40）年の2月4日から6日にかけて暴動が勃発した。図-7はその際に破壊された鉱業所周辺（本山地区）を表した図で、太い実線の箇所は焼失した施設、点線の箇所は破損した施設、細い実線の箇所

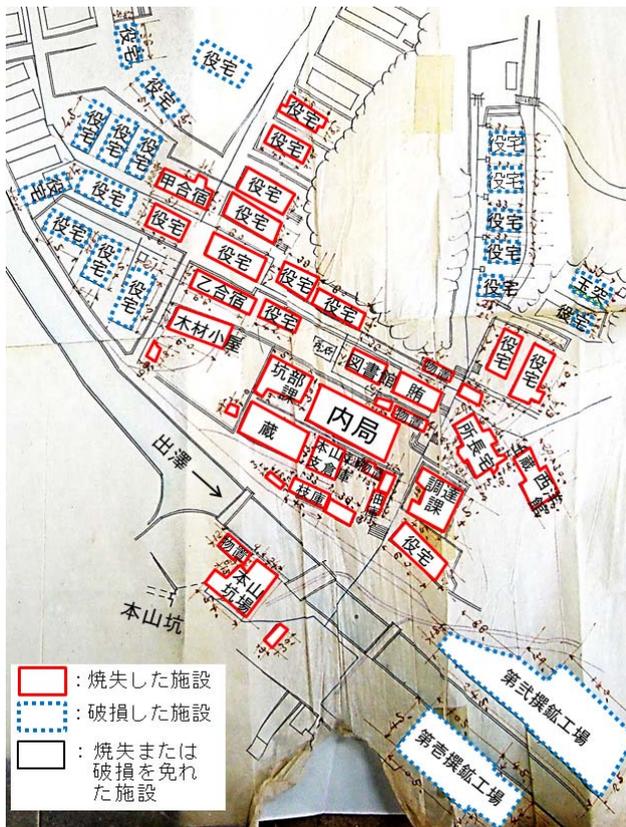


図-7 明治40年暴動時の鉱業所と周辺（本山）<sup>40)</sup>

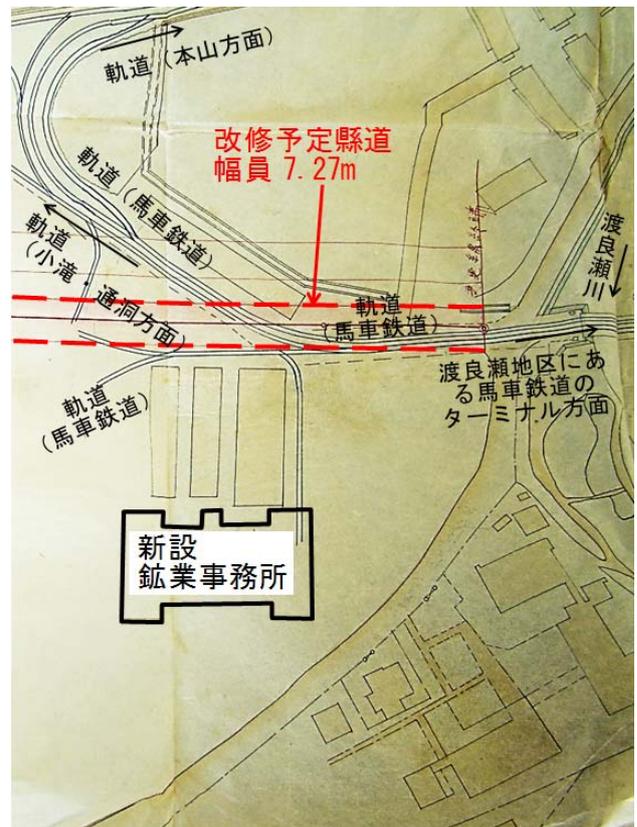


図-8 掛水への移転と県道改修計画（明治40年）<sup>41)</sup>

は暴動の際に焼失または破損を免れた施設である。「内局」を中心としてその周りを「坑部課」，「調達課」，「図書館」，「賄」，「蔵」，「所長宅」，「役宅」などが取り囲んでおり，暴動の際にはそれらが主として破壊されたことを示す図である。なお，上述した変遷と前掲の図-5と図-6なども踏まえてみると，足尾銅山の現場の経営の中核であった「会所」の施設は，その後，「足尾銅山事務所」という施設となり，さらにその後「古河足尾銅山事務所」，続いて「足尾銅山古河鉱業所」と改称され，この間，「本局」や「内局」とも呼ばれるようになり，その後の暴動により焼失し，掛水地区に移っていくことになったことがわかる<sup>41)</sup>。

この時代は労使関係の近代化が色濃く出た時代であり，足尾銅山内での「鉱業所」の権威が強まり，経営側と労働者の関係の歪みや格差も大きくなった時代であった。それらが本山坑の対岸の経営陣らによる占有ぶりや暴動時の破壊状況にも表れているといえる。この経営者側の立場が強くなっていく様相は前掲の図-2，図-3，図-5，図-6，図-7での各施設の配置の変化にも見てとれる。当初，会所の周りには労働者のための施設や産銅施設があったが，時代を経るにしたがって，鉱業所の周りの役員のための住宅（役宅）の密集度合いが増していることがわかる。

## (12) 足尾鉱業所の掛水地区への移転計画と県道改修

1907（明治40）年ごろの足尾銅山の本山地区，小滝地区，通洞地区は，それぞれ主要坑口と選鉱所を持つ主要生産拠点として位置づいていた。そして，それらを繋げる馬車鉄道のターミナルが，掛水地区の渡良瀬川を挟んだ北側の渡良瀬と呼ばれる地区にあった。さらに1902（明治35）年からの「足尾鉱業鉄道株式会社」の設立により鉄道の敷設計画が立てられていた頃<sup>42)</sup>，掛水の直ぐ近くを鉄道が通ることになっていたため，掛水地区は将来的に足尾銅山の中で最も交通の便が良い地区となる見通しがあった。このような交通の便が良いことと，1907（明治40）年の暴動により本山地区にあった「足尾鉱業所」の「内局（本局）」を中心として複数の施設が破壊されたことなどが要因となり，この掛水の地に新たな「足尾鉱業所」が再建されることとなったと考えられる。交通の便に対するこだわりは図-8に示した県道の改修図面と「掛水付近県道変更計画説明書」に表れており，その中には「當礦業事務所ヲ足尾町字掛水ニ新設スル爲メ別紙図面ノ如ク現在縣道ノ位置ヲ変更シ区割ヲ改善スルモノトス」と書かれている。なお，県道の改修は1907（明治40）年の6月11日付で栃木県知事に出され，同月の15日には許可を受けている。暴動が起ってから半年程度の間，主要生産拠点である本山地区，小滝地区，通洞地区と繋がり交通の便が良い「掛水」の地に，新たな「足尾鉱業所」の建造が決められたことがわかる。

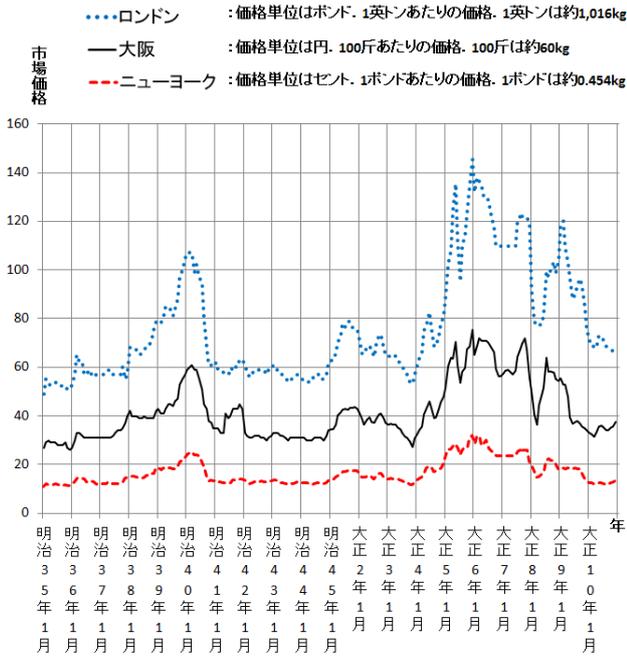


図-9 銅の市場価格の変動 (明治35年から大正10年)<sup>45)</sup>

### (13) 足尾鉱業所の建造

日露戦争後に世界における各種金属の市場価格は短期的な好況となり<sup>44)</sup>、銅の価格についても図-9に示したように1907 (明治40)年にはピークに達し、鉱業所が竣工する1912 (明治45, 大正元)年にかけて若干下がり気味の横這いとなった。つまり、掛水地区における新たな鉱業所の建設は、銅価格が高値をつけ増産に人力を注ぎこむべき時期にその検討が始まり、銅価の低迷が続く時期に建造に着手されたことがわかる。そのためか、1907 (明治40)年から着手するも、当初、本屋は二階建てのもので検討し始めるが、途中で辰野葛西建築事務所に設計を求めたり、さらに1909 (明治42)年には平屋建てで予算を見積もったりとなかなか竣工に至らず、書庫 (現在残存している赤煉瓦造書類庫) や食堂などを先に建造することとなった。なお、鉱業法と鉱業法細則では鉱業事務所において前述の「鉱業施業案」を含めた鉱業に必要な書類を備えつけておくことが明記されており、これもあってか、本屋よりも書庫の建造が急がれた<sup>46)</sup>。このように着手から5年ほど経った1912 (大正元)年によく竣工に至った。写真-2は開庁式の時のものである。この写真では門柱は飾られており見えてはいないが、これも予算を抑えるため当初は大谷川の安山岩が候補に上っていたものの最終的には足尾の銅で作られ、向かって右側の柱には「古河鉱業会社」とあり左側には「足尾鉱業所」と入れられた<sup>48)</sup>。また、写真-3は本屋の向かって左側に書庫が、右側には食堂が写っているもので前掲の図-8でも示した県道と軌道が写っているものである。さらに図-10では鉱業所の周りが重役々宅 (役宅) と倶楽部 (迎賓館である掛水倶楽部) で囲まれていたことがわ



写真-2 足尾鉱業所開庁式 (大正元年11月)<sup>47)</sup>

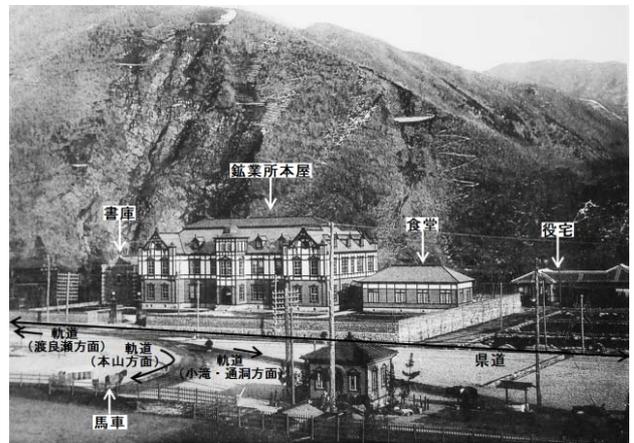


写真-3 足尾鉱業所とその周辺<sup>49)</sup>

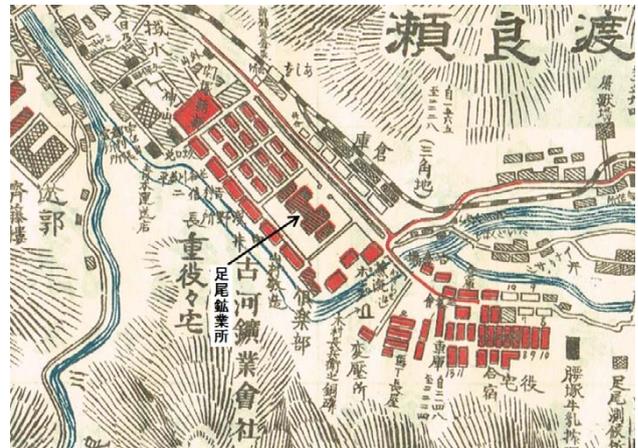


図-10 足尾鉱業所とその周辺 (掛水地区, 大正5年)<sup>50)</sup>

かる。しかし、図-9でも示されているように、その後、銅の価格は第一次世界大戦の影響を受け、1915 (大正4)年の後半からの好況とその後の不況を経て、ついに「足尾鉱業所」は1921 (大正10)年に足利市に売却されることとなっていった。

この時代の「足尾鉱業所」の施設は、景気や銅価格の変動などに左右されつつも、役宅とともに組織や役員の

威厳を象徴するものとなったことがわかる。本来ならば「足尾鉱業所」は鉱業上必要な建物であるため「工作課」により設計されるべきところ、辰野葛西事務所に設計が依頼されていることなどはまさにそれを表していると言える。

#### 4. 足尾鉱業所の発掘調査

##### (1) 文献調査から得られた発掘に必要な知見

これまで配置や間取り等の知見が得られていなかったため、掛水地区における足尾鉱業所の発掘調査は控えられていた。しかし、すでに発見されていた写真4と写真5などの外観がわかる資料のほかに、本研究の調査で新たに発見された図-11および図-12と、二次史料である足利市に移設（売却）された際の図面（図-13）などから、建物の形状と寸法、配置、試掘すべき箇所等の知見を得た。

##### (2) 発掘調査結果

図-11を参考に縦横断の調査区を設定し試掘を行った。その結果、本屋のものと思われる建物の東西南北それぞれの端の部分と、本屋の南側に隣接して建てられた食堂北側ラインを示すコンクリートの布基礎の一部を発見し

た。さらに、図-12と図-13から得られた廊下の状況と現存する書庫の入口との関係から調査すべき箇所を絞り込み、確認調査を実施した。これにより、本屋と食堂のそれぞれの角部分が検出され、図-14で示したようにそれぞれの建物の配置が明らかになった。さらに、発掘されたそれぞれの建物の基礎の規模ならびに形状が図-11と図-13で示した図面どおりであったことが確認された。

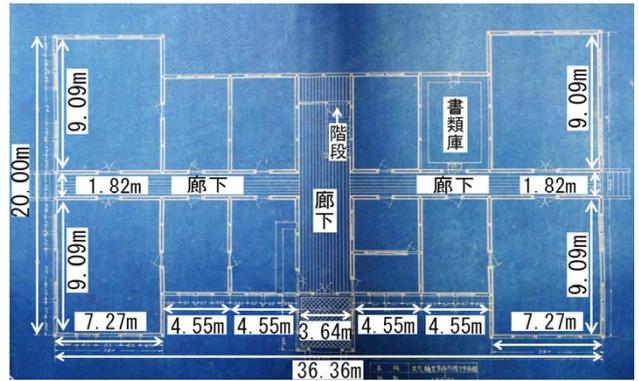


図-11 足尾鉱業所本屋の平面図<sup>53)</sup>

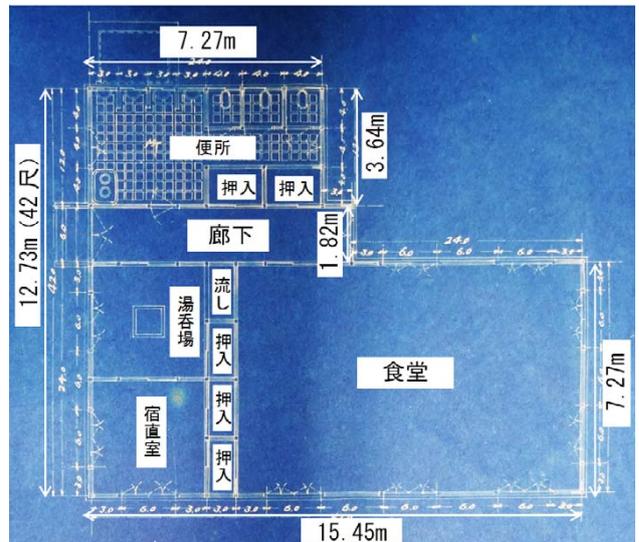


図-12 足尾鉱業所の食堂の平面図<sup>54)</sup>

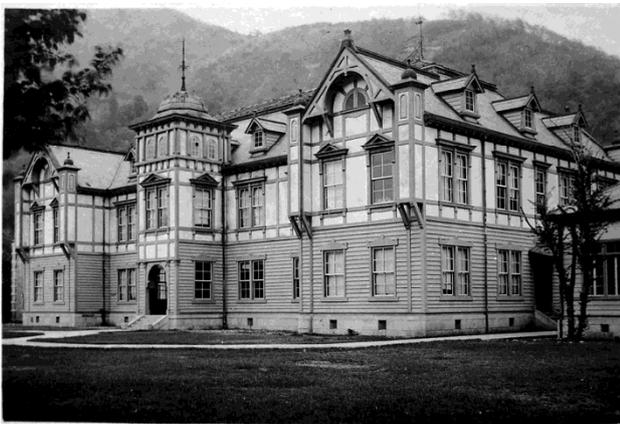


写真4 足尾鉱業所（足尾銅山掛水地区）<sup>51)</sup>

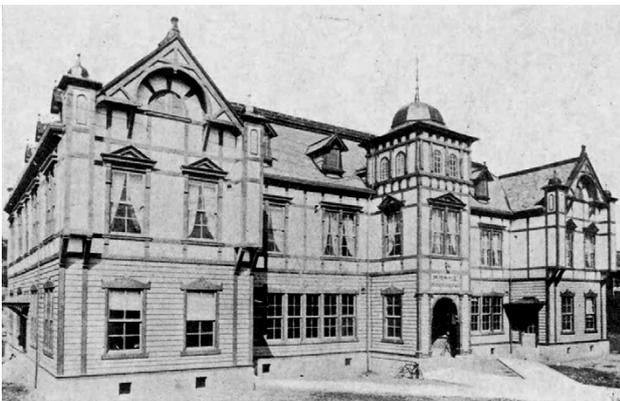


写真5 足利市庁舎として売却後の旧足尾鉱業所<sup>52)</sup>

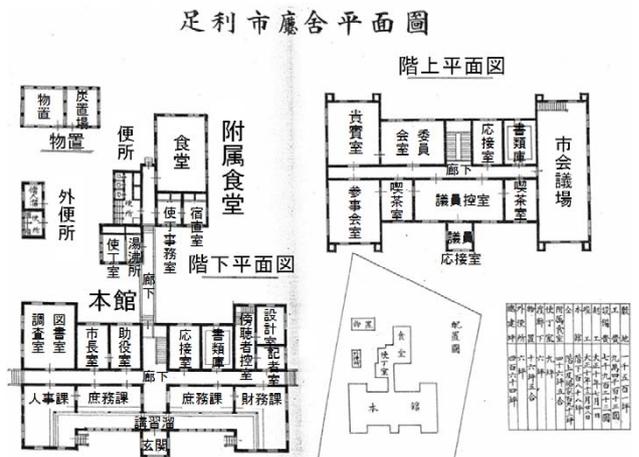


図-13 足利市庁舎平面図<sup>55)</sup>

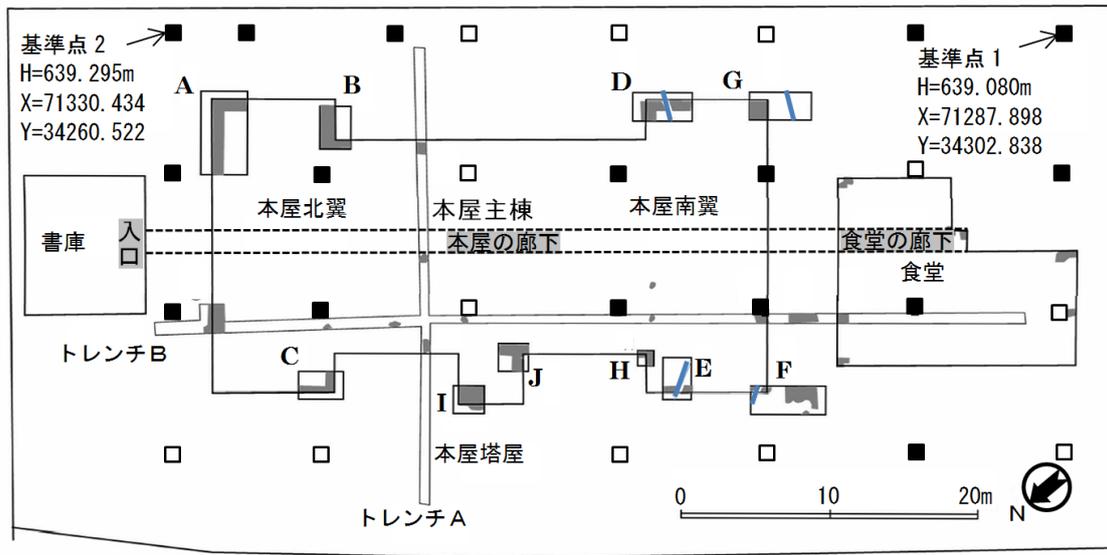


図-14 発掘により確認できた鉱業所の配置<sup>56)</sup>

このほか、遺物として、屋根材として使用された天然スレート瓦の破片、解体時に引き抜かれたと思われる釘、壁材と思われる漆喰、古河鉱業の社章が描かれた小坏と小便器と思われる染付の破片などが発見された。

## 5. まとめ

### (1) 文献調査に基づく鉱業所に関する史実のまとめ

文献調査により「足尾鉱業所」の設立に関わる史実が、国の鉱業政策に関する観点と足尾銅山の現場経営の観点の二点から整理された。このことを通じて、国の鉱業政策の観点からすれば、「鉱業所」は「江戸時代からの会所」を引継いだ施設とするよりも、明治政府が働きかけた鉱山の近代化政策によって、江戸時代からの鉱山の運営の中で築かれた「会所」という施設の役割が終わり、鉱業人または鉱業会社に明治政府が望む規模の開発を継続的に計画、管理させていくための施設および組織として登場してきたと捉えられる。

しかし、その一方で、足尾銅山の現場経営の観点で見れば、「鉱業所」は施設的には「会所」を引継いだものであり、現場の経営の中核を担う「事務所」であったことが明らかにされた。そして、その組織としての業務範疇や役割が、近代化の中で変化を遂げてきたことがわかった。

### (2) 発掘調査のまとめ

発掘調査により掛水地区の「足尾鉱業所」の遺構の存在が確認された。本研究の発掘調査を通じて、本屋と食堂の位置関係が明らかにされ、遺構の基礎の大きさも文献調査で得られた図面と一致していたことが判明した。

## 6. 今後の課題

本研究の文献調査により歴史的背景が、そして、発掘調査により遺構の存在が明らかにされた。今後、さらに文献調査を進め、鉱業所の構造や施設の詳細が把握できれば、建築物としての特徴も明らかにできるものと考えられる。また、発掘調査については、他の付属施設や正門等外構施設の遺存状況を確認し、鉱業所の全体像の把握や、各施設間の同時性などの検証が必要であると考えられる。国の、または足尾銅山の産業遺産としての価値をより明らかにし、周辺の関連施設などとともに来訪者への見せ方を検討することで、足尾鉱業所跡の遺産としての価値を増すことができると考えられる。

**謝辞：**本研究における史料調査においては古河機械金属株式会社、東京大学附属図書館の所蔵のものを拝見した。ここに記して感謝の意を表したい。

### 補注

- 1) 文献[1]の p21 を参考とした。
- 2) 図-1 の左側は全山における各地区と主要施設を示し掛水地区の場所を示したものである。この左側の部分は文献[2]から引用した。また、図-1 の右側に掛水地区の周辺と足尾鉱業所の位置関係を示した。この右側の部分は文献[3]に挿入されていた文献[4]から引用したものである。
- 3) 足尾鉱業所跡について書かれたものとして、文化庁文化財部記念物課による「近代遺跡調査報告書-鉱山-」があり、pp.54-55 で報告されているが、その中では鉱業所の文化的価値がわかるような歴史的背景や遺構の全体像を知ることができる記載はない。また、経済産業省による「近代化産業遺産群 33」では pp.45-47 で足尾銅山を論じているが、遺構の調査も行われていなかったこともあり「足尾鉱業所」は構成遺産リストから外れている。足尾町教育委員会によ

る「足尾銅山の産業遺産跡」では p.341 の年表で掛水地区での開設年と足利市への売却年記載されているのみであり、さらにその開設年の記載は本研究結果によれば正確ではない。さらに、随想社発行の「銅山の町足尾を歩く」の p.56 に記載があるが、足尾暴動がきっかけとなり掛水に建てられたといったことや足利市に売却されたことの記載があるが、近代足尾銅山の変遷と関連して歴史的背景を捉えきれていない。また、新樹社発行の「小野崎一徳写真帖足尾銅山」の pp.176-177 に解体中とされる足尾鉱業所の写真とともに解説があるがここでも足尾庁舎として売却されたことが記載されるにとどまっている。このように既往の文献では、日本が近代化を果たす中で鉱山の経営をコントロールし、鉱山の現場が江戸時代からの慣習から脱して社会的経営に移っていく様子が明らかにされておらず、日本の近代化の遺産、かつ、近代足尾銅山の遺産としての意味合いが不明であった。さらに、竣工年、鉱業所の付属施設や関連施設について捉えきれていない。本研究ではこれらを一次史料による確認を踏まえて明らかにしている点で新しい。

- 4) 本研究で用いた一次史料は古河機械金属所蔵のものと東京大学所蔵のものである。古河機械金属所蔵のものは文献[21]、文献[26]、文献[32]、文献[34]、文献[41]であり、東京大学所蔵のものは、文献[3]、文献[31]である。古河機械金属所蔵の一次史料はこれまでに段ボール箱にして120箱以上、冊数にして1,000冊以上確認されている。これらの文書は足尾銅山の鉱業事務所と国（東京鉱山監督局など）や栃木県、古河の本社との間で交わされた命令、伺い、認可、報告などのもので、施設についていえば、鉱区、探鉱・採鉱、選鉱、製錬、軌道、電話、電気、水道などなど多岐にわたっている。本研究ではこれらの史料にあたり、鉱業所についての記載を発見して、それらをもとに論じた。また、東京大学所蔵の史料は足尾銅山に当時実習に来ていた学生の報文である。これらを用いて古河の史料で把握できなかった部分を補完した。さらに、社史である文献[24]や、伝記である文献[22]、文献[23]、文献[25]、文献[29]などでも内容の確認を行いつつ補完を行っている。
- 5) 写真-1は2016年における足尾鉱業所跡の様子で、発掘調査の途中段階を一般に公開した際（現地説明会）の写真。写真下部中央は発掘された基礎の一部である。奥に見える建造物は鉱業所の付属施設である書庫。
- 6) 文献[5]の pp.11-38 および文献[6]の pp.1-25 を参考にした。
- 7) 文献[7]の pp.8-10 と文献[8]の pp.29-38 を参考とした。なお、鉱山の所有については、文献[6]の p.19 では「幕府時代ニ至リ金銀ハ幕府之ヲ専有シ其他ノ鉱物ハ之ヲ封建諸侯ノ専有ニ属セリ」との記載があるが、文献[7]の pp.8-10 と文献[9]の中に記載がなされている江戸時代の各鉱山の様子から判断すると、文献[6]のこの記載は江戸時代の一時期のことや重要な金銀山についてのことを表しているものと考えられ、本研究では文献[7]と文献[8]に依ることとした。
- 8) 明治政府が全ての鉱山を国のものとする法律を定めると、資本家らが国から鉱山を借り受け鉱山経営が行われるようになっていく。この鉱山経営者は後に「鉱業人」と呼ばれるが、「山師」とはこの鉱業人が台頭する以前の時代において、鉱山開発やその技術に精通し、鉱山経営の中心となった立場の者たち

のことで、直山や請山において、山主や山元などとも呼ばれていた。直山には他に鉱山には買石という者もいた。山師は金子、大工、手子、樋大工、樋引、山留、寸甫、鍛冶などの職人を従え主に採鉱までを担い、買石は選鉱と製錬を担っていた。また、請山などでは請主の下で稼ぐ山師や金子は「下稼人」や「渡世人」などとも呼ばれていた。明治期の制度については文献[10]と文献[11]を参考とし、山師や買石については文献[7]の pp.16-17 から引用した。

- 9) 文献[7]の pp.9-14 によれば、鉱山開発の携わり方の違いにより大まかに分ければ直山と請山の二つに分けられ、運上（税）の納め方や地方の違いによって、直山も請山はさらに細かく分けることができる。また、文献[8]の pp.34-35 によれば、直山は幕府や藩が開発に携わり資本を出して山師などを使って開発を進めるもので、請山は幕府や藩が山師に資本を出させて鉱山の開発を任せるものであることが理解できる。
- 10) 文献[7]の pp.145-291 の記載を参考とした。
- 11) 文献[12]の pp.70-71 の「坑業譲受引継物件」で確認した。当然ながら、輸送や売買を取り仕切るための長崎、大阪、浅草における「会所」と鉱山（現場）の経営を担うための「会所」とは呼び方は同じでも、役割や施設的に同等のものであったというはずはない。
- 12) 文献[13]と文献[14]と文献[15]を参考とした。文献[13]には「大皇国ハ富國ノ源タル鑛山山野森林ヲ饒有シ（中略）宜シク工業ヲ盛興シ工産ヲ繁富セシムルコト最急最要ノ国務ト奉存候依テ當省寮司於テ施行スル所ノ工業ノミナラス民間大工作ヲ起シ大器械ヲ設クルカ如キハ之ヲ看護給助シ各自百般ノ工業ノ営作スルカ如キハ之ヲ示道勸奨シ現今生産ヲ得ヘキ市民振ヲス学術ニ勉進シテ鑛山ヲ治メ富國ノ源頻ニ開発致シ候様」とある。
- 13) 文献[16]には「鑛山之儀舊幕府以来公私之分義不相立請負稼之者舊来之陋習ニ慣レ自ツカラ私有物ノ如ク相心得居候」とあり、さらに文献[7]には「明治十年古河氏が足尾銅山を引継いだとき、坑主は下稼人に米・味噌を給し出銅を買上げる金主にすぎず、足尾は下稼人の足尾であった」とあり、明治に入って法制度を整えたからといって直ぐに江戸時代の頃の慣習が抜けたわけではなかった。
- 14) 文献[6]の pp.57-58 と文献[17]の pp.1-2 を参考とした。なお、文献[7]は「日本坑法ニ於テハ借區年限ヲ十五年ト定メタルカ爲鉱業人カ法律上ノ保護ニ依テ鑛業ヲ營ミ得ヘキ年限ハ此期限内ニ止マレリ元來國家經濟上鑛業ノ發達ヲ促サシト欲セハ永久ノ目的ヲ以テ起業セシメサルヘカラス然ルニ此十五年ノ短期限ニテハ永遠收利ノ目的ヲ以テ巨資ヲ投スルモノナク國家經濟上ノ不利益ハ勿論鑛業人ノ權利薄弱シテ到底鑛業ノ發達ヲ望ムヘカラサルナリ」と書かれている。文献[6]でも同様のことが指摘されている。
- 15) 文献[17]の pp.2-3 を参考とした。
- 16) 文献[18]の第二十五條では「鑛業人ハ坑内實測圖ニ葉ヲ調整シ一葉ハ所轄鑛山監督署ニ差出シ一葉ハ鑛業事務所ニ備置キ事業ノ進歩ニ從テ之ヲ追補スヘシ」とあり、文献[19]の第二十條では「試掘人ハ試掘地圖ヲ鑛業人ハ左ノ書類ヲ鑛業事務所ニ備ヘ置ヘシ」とし、「坑区圖」と「坑内實測圖」と「鑛業施業案」と「鉱業條例第四十條ノ帳簿」を義務付けている。
- 17) 文献[6]の pp.67-73 に鉱業施業案の目的とプロイセンの鉱山法からの引用が記載されており、文献[19]の各条文の説明文の第二十五條についての部分でもその目的について明確に記載されている。これらを参考とした。なお、鉱業施業案の雛形は文献[20]の pp.166-170 において掲載されて

- いる。
- 18) 文献[12]の pp.12-13 を参考とした。
  - 19) 田中準吾の家は江戸時代の銅山の役人の家であった。その宅を借りて「足尾銅山会所」が開設される経緯については文献[22]の pp.110-111 と文献[23]の追録 p.31 を参考とした。
  - 20) 文献[23]の pp.104-114 と文献[24]の pp.53-59 を参考とした。なお、文献[24]では会所の間口は 105 間となっているが、10 間半を誤記したものと考え、本研究では本山の会所の間口は 10 間半奥行は 4 間として扱う。
  - 21) 足尾銅山は古河らの経営に移る前は借区権を副田欣一が有し、現場の経営は岡田丙馬により行われていた。岡田は古河への譲渡を反対した人物でありそれにより現場の引継ぎが遅れることになった。文献[22]の pp.110-111 では引継ぎ当初においては会所の 6 分を岡田が使用し、残り 4 分を古河が使用していたとされているが、図-2 では約 6 分が古河で残りの約 4 分が岡田によって使われていたようにも見える。時期や権利を巡って専有割合に多少の違いが生じた可能性があるが、当初は図-2 程度の広さの施設であった。
  - 22) 本山の会所周辺の施設については文献[23]の pp.104-108 と文献[24]の p.54 を参考とした。
  - 23) 文献[23]の p.117 に「翁が足尾経営の当初に於ける問題は、此等の下稼人を統一ある指揮の下に置いて、探鑛採鑛の兩方面に就業せしめることでなければならぬ。」とある。また pp.116-117 において「足尾銅山假規則」の内容が掲載されている。
  - 24) この経緯については文献[22]の p.126 と文献[23]の pp.118-119 を参考とした。
  - 25) 図-3 は文献[12]に添付されている「足尾銅山庚申山繁榮之圖(明治 17 年)」を引用し加筆したもの。
  - 26) 文献[2]の p.443 を参考とした。
  - 27) 図-4 は文献[25]の追憶の p.6 から引用し加筆したもの。図中の「木部」と「石川」と「島川」の寝室も兼ねていた。なお、席の配置は坑長の息子の木村長七が来山した際の配置と記されている。また、この会所を本部とし、その附属の課として「坑部」、「薪炭」、「熔鋳」、「倉庫」があったと記されている。図中には「坑部課」の長であった青山七三郎などの名がないことから、この時の附属の課は別建物内で事務を執っていたと考えられる。
  - 28) 各規則や「足尾銅山事務章程」が作られたこと、また、「足尾銅山事務所」と改められ各課が設けられたことなどについては文献[26]からの引用。本研究で新たに示された内容。
  - 29) 図-5 は文献[27]から引用し加筆したもの。この時代役員とは現在でいう社員のことで役宅は社宅となる。
  - 30) 条文は文献[21]からの引用。なお、文献[24]の p.180 では陸奥宗光の助言で明治 24 年に作られたとされているが、本研究では一次史料の文献[21]の年を採用した。
  - 31) 条文は文献[21]からの引用。なお、第十七條の中の記載では本局では「医局」と「学校」と「賄い」に関する事務を執り行うとともに「來賓の接待」なども行うことになっていた。
  - 32) 図-6 は文献[28]から引用し加筆したもの。
  - 33) 文献[29]の p.113 を参考とした。
  - 34) 文献[24]の p.185 と文献[29]の pp.110-121 を参考とした。
  - 35) 「足尾銅山古河事務所事務章程」およびその条文については文献[21]から引用した。なお、明治 24 年の「古河足尾銅山事務所事務章程」と同じように第二條では事務所に局課置くことが定められており、それと比べると「電気課」が加わり「遯林課」が無くなっている。
  - 36) 「營業制規」の内容については文献[21]から引用した。なお、「營業制規」では旧名称を「足尾銅山古河鑛業所」としているが、明治 30 年の段階では「足尾銅山古河事務所」という名称であったことから、明治 30 年から明治 38 年の間で「足尾銅山古河事務所」から「足尾銅山古河鑛業所」へと変更がなされたことになるが、これを裏付ける史料は本調査では確認できていない。
  - 37) 文献[30]の p.8 によれば、南挺三は 1900 (明治 33) 年 1 月に古河に入社し、1903 (明治 36) 年 9 月に鑛業所所長に就任したと記されている。
  - 38) 足尾鑛業所の組織については文献[31]の pp.21-22 を参考とした。
  - 39) 永岡鶴蔵と南助松の入山から暴動に至るまでの過程については文献[30]の pp.20-77 を参考とした。
  - 40) 図-8 は文献[32]に挿入されていた図を引用し加筆したものである。これまで暴動直前の本山の様相を表した図は焼失により無いといわれてきていたが、本研究の調査により発見できた。
  - 41) 文献[31]の pp.21-22 の組織図と文献[21]の「古河足尾銅山事務所事務章程」(明治 24 年 1 月)と「足尾銅山古河事務所事務章程」(明治 30 年 3 月)を参考とすると「内局」は「本局」に相当するものであり、小滝地区には「支局」があったことがわかる。
  - 42) 鉄道敷設の経緯については文献[33]の pp.73-75 を参考とした。後に足尾鑛業所のすぐ近くに「足尾駅」が建てられるが、1902 (明治 35 年)の時点で決定していた可能性は高い。
  - 43) 図と「掛水付近縣道變更計画説明書」の内容は文献[34]からの引用し加筆した。
  - 44) この時代の金属鑛業の景気の状態については文献[24]の pp.208-214 を参考とした。
  - 45) 文献[35]から文献[40]に掲載の各年度のおける銅の月別市場価格値を用いてグラフを作成した。なお明治 35 年度から明治 44 年度のデータは文献[35]に掲載されているグラフを参考に拾った。
  - 46) 設計や予算変更については文献[41]を参考とした。また、鑛業法については文献[41]の p.10 掲載の第四十六條を、鑛業法細則の記載内容については文献[41]の pp.36-37 掲載の第四十二條と第四十四條で確認した。
  - 47) 古河機械金属所蔵の写真から引用した。
  - 48) 門柱が足尾の銅で作られる経緯は文献[41]を参考とした。また、門柱の左右の記載は文献[43]の pp.176-177 で確認した。
  - 49) 写真-3 は古河機械金属所蔵のものを引用し施設名などを加筆した。年代は不明。
  - 50) 図-10 は文献[44]からの引用。
  - 51) 写真-4 は古河機械金属所蔵のもので「大正十年五月」と記載がある。また、建築様式を確認できるものである。さらに、写真-5 と見比べるとほぼ同じであり、移築の際に特に正面部は大幅な改修がなされていなかったという事実を示す貴重な写真である。そのため、本研究ではこれらの写真を掲載した。
  - 52) 写真は文献[45]からの引用。
  - 53) 文献調査で書庫から発見された縮尺 100 分の 1 の青図。名称は「足尾鑛業所階下平面図」で、坪数 176、竣工期日明治四十四年二月十一日の記載がある。間取は、縦横方向に廊下で区切られ、13 部屋あることが分かる。そのうち名称が記載されているのは書類

庫だけで、その他について用途は不明。なお、本文中に掲載していないが、階上平面図も発見されており、塔屋部分を含めると 3 階建ての建物だったことが分かった。

- 54) 文献調査で書庫から発見された縮尺 100 分の 1 の青図。図の名称は「足尾鉍業所附属食堂平面図」で、坪数 46.5、竣工期日明治四十四年二月十一日の記載がある。間取は、横方向の廊下を境に「食堂」、「宿直室」、「湯呑場」と「便所」で構成されていることが分かった。
- 55) 図は文献[45]からの引用。写真-4 と写真-5 に加え、足利市への移築後に改築がなされているかどうかを示す貴重な図である。図-11 で示した本屋が図-13 の本館であり、図-12 の食堂が図-13 で示された本館の背面にある附属食堂である。移築後に本屋と食堂の相対的位置が変えられ、また、内部の改築が見られるものの、建物の外観が大きく改築された様子は見られない。また、この図には足尾鉍業所のように(図-14 の北側にあるように)書庫の建造物が見当たらない。もし、足利市役所が書庫を必要としていれば、おそらく赤煉瓦書庫(写真-1 の奥に写っている書庫)も移築され、掛水地区に現存していなかった可能性を窺わせる貴重な図面である。
- 56) 調査を進めるにあたり 10m グリッドを設定し、座標と標高を付した基準点を設置した。□はグリッド上のポイントで■は杭を設置したポイントである。トレンチ A 及び B は試掘調査、A ~ J は確認調査時に設定した調査区で、そのうち網掛けの部分は遺構が検出した部分を表す。本屋と食堂の平面形状を示す実線は、確認した遺構から推定したものである。

## 参考文献

- [1] 広域関東圏産業活性化センター：エコミュージアムあしおの創造〈足尾地域開発基本構想策定調査報告書〉，1994。
- [2] 青木達也：足尾銅山における鉍害対策の変遷に関する研究，宇都宮大学博士学位論文，2015。
- [3] 小島庸一：足尾銅山通洞報告書，東京大学所蔵，1914。
- [4] 曾根傳：足尾銅山図 縮尺 1 万 2 千分の 1，小林印刷大正二年二月一日発行。
- [5] 石村善助：鉍業権の研究，第一刷，勁草書房，1960。
- [6] 和田維四郎：坑法論，博文館，1890。
- [7] 小葉田淳：日本鉍山史の研究，岩波書店，第二刷，1969。
- [8] 吉田東吾：江戸時代の鉍山業に就いて，日本鉍業会誌，33(383)，27-48，1917。
- [9] 小葉田淳：日本銅鉍業史の研究，思文閣出版，1993。
- [10] 幸豹三：現行増補日本坑法類纂，文林堂，1881。
- [11] 農商務省鉍山局：鉍山法令，前編，有隣堂，1893。
- [12] 栃木県史編さん委員会：栃木県史，史料編，近現代九，ぎょうせい，1980。
- [13] 太政官：工部省鉍山開業の急務上疏，太政類典，国立公文書館所蔵，1872。
- [14] 太政官：鉍山心得，太政類典，国立公文書館所蔵，1872。
- [15] 太政官：日本坑法，太政類典，国立公文書館所蔵，1873。
- [16] 太政官：鉍山心得書御布告伺，太政類典，国立公文書館所蔵，1872。
- [17] 農商務省：鉍業條例制定ノ理由，1892。
- [18] 内閣：鉍業條例ヲ定ム，公文類聚第十四編，国立公文書館所蔵，1890。
- [19] 内閣：鉍業條例施行細則ヲ定ム，公文類聚第十六編，国立公文書館所蔵，1892。
- [20] 坪谷善四郎：鉍業法令註釋，博文館，1900。
- [21] 古河鉍業会社：本店達付規則通牒，自明治二十三年十一月至明治四十四年下季，古河機械金属株式会社所蔵。
- [22] 茂野吉之助：木村長七自伝，富士印刷株式会社，1938。
- [23] 五日会：古河市兵衛翁伝，富士印刷株式会社，1926。
- [24] 日本経営史研究所：創業 100 年史，古河鉍業株式会社，1976。
- [25] 茂野吉之助：木村長兵衛翁伝，富士印刷株式会社，1937。
- [26] 古河鉍業会社：事務的調査書類，其一，古河機械金属株式会社所蔵。
- [27] 桑島鉦之介：足尾銅山明細図，栃木県立博物館所蔵，1889。
- [28] 佐藤半七：足尾銅山明細図，栃木県立博物館所蔵，1895。
- [29] 五日会：古河潤吉君伝，富士印刷株式会社，1926。
- [30] 二村一夫：足尾暴動の史的分析 鉍山労働者の社会史，東京大学出版会，1988。
- [31] 細谷源四郎：足尾銅山本山採鑛部報告，貳卷ノ内第壹，東京大学所蔵，1905。
- [32] 古河鉍業会社：非常事件関係書類，明治四十年，古河機械金属株式会社所蔵，1907。
- [33] 日光市教育委員会：足尾銅山総合調査報告書（下巻），日光市文化財課調査報告書第八集，2015。
- [34] 古河鉍業会社：諸官廳願届指令綴，明治四十一年七月以降至同四十二年十二月，第拾八號。
- [35] 農商務省鉍山局：本邦鑛業ノ趨勢，明治四十四年。
- [36] 農商務省鉍山局：本邦鑛業ノ趨勢，大正二年。
- [37] 農商務省鉍山局：本邦鑛業ノ趨勢，大正四年。
- [38] 農商務省鉍山局：本邦鑛業ノ趨勢，大正六年。
- [39] 農商務省鉍山局：本邦鑛業ノ趨勢，大正八年。
- [40] 農商務省鉍山局：本邦鑛業ノ趨勢，大正拾年。
- [41] 足尾鑛業所：明治四十四年下季事業成績，古河機械金属所蔵。
- [42] 農商務省鉍山局：鉍業法令，博文館，1911。
- [43] 小野崎敏：小野崎一徳写真帳 足尾銅山，新樹社，2006。
- [44] 足尾商業案内便覧圖復刻委員会：足尾町商業案内便覧圖，大正五年，復刻版，1992。
- [45] 足利市：足利市制施行誌，国立国会図書館所蔵，1922。

(???? ?? ??受付)